

境町ふるさとづくり寄附条例施行規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、境町ふるさとづくり寄附条例(平成20年境町条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（寄附金の申込み等）

第2条 寄附金の申込みは、境町ふるさとづくり寄附申込書(様式第1号)又は町長が指定する電子情報処理組織(電子計算機及びプログラムの集合体であつて、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。)により行うものとする。

2 町長は、寄附金の受領確認後、寄附者に対して速やかにふるさとづくり寄附金受領書証明書(様式第2号)を送付するものとする。

（公序良俗に反する寄附金の取扱い）

第3条 町長は、寄附金が公の秩序又は善良の風俗に反すると認めるときは、受入れを拒否し、又は收受した寄附金を返還することができる。

2 町長は、前項の規定により寄附金の受入れを拒否し、又は收受した寄附金を返還したときは、その理由及び経過を記録しておくものとする。

（記念品及び感謝状）

第4条 町長は、寄附者に対して記念品又は感謝状を贈ることができるものとする。

（充当事業）

第5条 町長は、寄附者の寄附金の使途についての指定等を勘案し、寄附金を充当事業を定めるものとする。

（寄附金台帳等の作成）

第6条 町長は、寄附金の適正な管理を図るため、寄附金台帳(様式第3号)を作成しておかなければならない。

(運用状況等の公表)

第7条 町長は、毎年度の運用状況について、ホームページ等にて公表するものとする。ただし、寄附者が自らの氏名の公表を希望しない場合は、これを公表しない。

(寄附金の事務処理手続き分担)

第8条 寄附金の事務処理に関しては、次の表のとおりとする。

処理手続	担当課
境町ふるさとづくり寄附の周知，募集，寄附者の情報収集， 寄附申込書の受理，寄附金の受入れ，寄附者受領証明書の送付	まちづくり推進課
寄附金控除に関する問合せ	税務課

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。